

(資料)

検察官および警察官調べにおける録音について

山上 博信

第一・資料の解説

1・はじめに

この資料は、検察官の被疑者取調べの状況を録音した記録を活字化したものである。その録音方法は、被疑者が検察官に対して当該事件の司法警察員面前調書の作成過程を録音した内容を再生の上聞かせている様子まで録音されているという、極めて珍しいものであり、学術研究のみならず実務の参考に供すべく掲載することとする。

2・被疑事実の要旨

被疑者X氏の被疑事実は、1996年4月、山口県内の中国自動車道において公安委員会の指定した制限速度80キロのところを、25キロ超過の105キロの速度で普通乗用自動車を運転して進行したものとされた。

なお、この事件は、山口県警が実施していた光電式速度取締りにより被疑者が停止させられ、引き続き取調べを受け、供述調書が作成され、実況見分の立会いまで求められた。

3・この資料は、なぜ珍しいのか

日本では、被疑者取調べが取調べ室を中心としたいわゆる「密室」の中で行われている。その際に録音などなされることは通常予定されていない（実務において、録音を許可するのは捜査官の裁量とされているが、通常そのようなことはなされず、被疑者が許可を求めるても許可することはない。ただ、私としては、自費による録音を前提とした被疑者取調べの応諾もあり得ると考えている）。そして、取調べの結果である供述調書自体、事件の様子を述懐した理路整然としたでき映えであるのが一般的である（経験則上、捜査官と被疑者の力関係が拮抗してくると問答形式で書かれるようである）。仮に、供述の任意性に問題があったという訴えが後日被告人から申し立てられても、可視的に検証する手段はない。今回の記録は、1本のカセットテープの中に、①検察官が取調べをしている様子の始終が入っていること、②取調べの最中に被疑者が別のテープレコーダーにより、警察官により停止を求められ、現場を離れるまでの様子を始終録音しており、その再生内容を検察官に聞かせているという点で、

検察官の面前で被疑者が司法警察員の捜査を弾劾する様子が明らかに見て取れる。このような記録の存在は私だけかもしれないが聞いたことがない。⁽¹⁾

ところで、実務の上では、取調べの状況や公判手続の内容が録音され、それが再生されたことにより、録音時に作成された書面の内容の不正確さや作成過程、あるいは刑事手続上重要な側面での違法不当が表面化したケースがわずかながら存在する。例えば、①弁護活動が熱心であったために、検察官が取調べ警察官に対して後日公判廷で暴行を受けたなど疑われないように録音を指示した結果、取調べ状況の一部が記録されていたため、逆に録音内容から供述の任意性が疑われた事例⁽²⁾、②第一審の公判廷における通訳の不正確さが重要な原因となって、控訴審で原判決が破棄された事例⁽³⁾、③判決宣告の内容と判決書の内容が異なるために弁護人が公判廷の録音を求めた事例⁽⁴⁾、などである。

なお、被疑者取り調べの可視化につき、現状では捜査官がその全ての証拠を取捨選択しているために困難であり⁽⁵⁾、被告人の自白の任意性や捜査官による暴行脅迫の事実が公判廷で問題となっても、その挙証責任は事実上被告人に転嫁されており、その事態を脱することは事実上できないために、弁護人としてその代替策を考え実践する事例も現れている⁽⁶⁾。

4・被疑者との関係

被疑者 X 氏は、筆者を特別弁護人として、別件の速度違反被告事件について、無罪を争っている最中に、上記事件に遭遇した。

被疑者は、住居地を管轄する区検察庁に所属する検察官副検事 P 氏の取調べを受けることになったが、上述のとおり、P 氏は筆者の立会と被疑者による録音を寛容にも認めたものである。事件発生時に取締りを担当していた警察官も録音を拒まなかった。

5・備考

なお、本件は後日不起訴となり、また速度違反の公訴時効が 3 年であることから、X 氏の快諾を得て公表することとした。

ただし、本件検察官調べは長時間に渡るので、一部を省略し、その省略箇所を明記した上で、活字化する。

本件の一番大きな問題点は、警察官が員面調書を作成した後、被疑者の訂正の申立てを受けたにもかかわらず、それに応えず放置し、のみならず検察官の面前で読み聞けを録音した本件テープの内容と検察官の手もとの実物を突合したところ、3 箇所の加筆が発見されたことである。

6・録音記録の記載方法

以下に、録音記録を掲載する。

記載方法は、検察官調べの際の発言をこの文字と同じ大きさの活字で表し、検察官の面前で再生した速度取締現場における警察官とのやり取りを丸ゴシック体で記載する。

文中、適当な注意書きを付した。また、伏せ字は全て〇〇で統一する。

発言者は、

被 疑 者 … X

検 察 官 … P

検察事務官 … J

筆 者 … Y

現場の警察官…AとB (2名)

とした。

文中、言葉にならないような発音も見られるが、これは録音記録を正確に反訳しようと努力したものである。これは、現状では司法の場のやり取りを正確な録音ないし録画記録に基づいて会話分析をすることが不可能であるから、模擬法廷のそれにより分析研究がなされていることも事実であり、少しでも役立てていただきたいからである⁽⁷⁾。

注 1・取調べ過程における捜査官のする録音に関し、大出良知は「部分的・復唱的・代替調書的」であると批判している(「現状を打破するために 取調べのテープ録音は導入可能か」季刊刑事弁護 14号 75頁、現代人文社、1998年)。なお、この論文は英国における取調べ全過程の録音実施に向けての動きを含めて、録音に関する議論が網羅的かつ簡潔にまとめられている。

注 2・後藤貞人「自白調書と公判弁護—取調べのテープ録音と自白の任意性ー」(渡辺修ほか「刑事手続の最前線」22頁、三省堂、1996年)

注 3・高見秀一「外国人事件と公判弁護—公判のテープ録音と通訳の正確性」(前掲(注2)「刑事手続の最前線」58頁)

注 4・五十嵐二葉「刑事訴訟法を実践する」251頁、日本評論社、1996年

注 5・捜査時のビデオの存在を弁護人の熱心な証拠開示請求により、からうじて発見できたことにより、校務執行妨害被告事件において検察官の主張する暴行の事実に疑いを生ぜしめた事例がある(田鎖・白取「証拠開示実践例⑤ 未開示の捜査資料(ビデオ・写真)の開示」季刊刑事弁護 19号 69頁、1999年)。

注 6・財前昌和「情報(証拠)収集・保全の方法② 被疑者の供述の証拠化」(季刊刑事弁護 15号 35頁、1998年)

注 7・樺村志郎「視線と法廷」(山崎ほか「語る身体・見る身体 <附論>ビデオデータの分析法」186頁、ハーベスト社、1997年)。欧米では、詳細な刑事手続における詳細な録音反訳が研究にも用いられている(Paul Drew, *Contested evidence in courtroom cross examination : the case of a trial for rape*, in Talk at Work 470, Cambridge University Press, (1992) を参照のこと)。

謝辞・本稿の執筆にあたっては、新潟大学教育人間科学部助教授上石圭一氏の多大な支援を頂きました。謹んで感謝を申し上げます。

第二・資料(録音記録の内容)

(交通調室に出頭)

P 部屋、変わろうか?

X そうしましようねえ…

(一般の調室に移動)

P えーと、それでね。

X えーと、まず、ちょっと待ってください。私、なんで呼ばれたんですか？

P うん、順番に…

X そうですね、はい、おっしゃっていただけですか？

P Xさんはね、平成8年4月4日午後3時14分ごろ山口県美祢郡美東町大字真名中国縦貫自動車道下り488.9キロポスト付近、ここが80キロのところ25キロ超過の105キロの速度で普通乗用自動車〇〇33 ふ1862号の普通乗用自動車を運転したということでね、速度違反ということで、書類が送られてきてますんで、今から事情を聞きますけどもね、あなたには言いたくないことは言わなくてもよいという権利がありますのでね、一応お伝えしておきます。

それで、今言いましたね、平成8年4月4日午後3時14分ということになってるんですが、そのときの25キロ超過の速度違反、これについてはどうですか？

X しておりません。

P うん、しております。

X はい。

(しばし沈黙)

P それで、まず、この違反とされている場所、ここを通ってたことはあるのですか、それともここすら通ってない…

X いや、事実です。走行しておりました。

P こことおっていたのは間違いない？

X そうですね、そこ走行していたことは間違いないですね。はい。

P 走行自体は間違いかないわけですね。

X はい、はい。

(Xはファイルから写真を出し、示しながら)

X ここですか。

Y ちょっと、写真特定して、どれ示すか…

(Xは具体的に写真を提示する)

X 全体図ですね。

Y 写真番号…

(しばし沈黙)

P ここの場所。これ違反場所ですか？今の写真是。

X いや、私、違反していないですから、通ってた場所です。

P 通ってた場所ね。

X そうですね。

P うん。それで、通ってるときにね、警察官に止められたということはありますか？

X 停止を求められました。私自身のそのときの感想を言いますと、高速道路上というのは、人間は歩いてはいけない場所です。お分かりですね？

P うん。

X にもかかわらず、人間が飛び出してきました。

P うん。

X 大変な圧迫感を受けて、心理的にすごくいやな思いをしました。

P うん。

X そのことでも、ちょっと思っております。

P うん。

X はい。

(しばし沈黙)

X 付け加えますと、ちょっと、警察官の方、はね…かけましてね。あれは、怖かったです
ねえ。思いっきり、急に飛び出してくるのはセンセ、どうなんですかねえ、あれは。

Y まあ、なんらかの許可も得てない…、でしようねえ、これはねえ…

X 道路管理者の許可って、ではないけど、あれは運輸省ですか。

Y いやいや、道路管理者です。

X 道路管理者の許可がいるわけですねえ。

Y それを得てるかどうかわかりませんねえ…

X あ、そうですねえ、そのことはまたあとで。

P あのお、まあ、警察官にね、停止求められて、どういうことがあったんですか？

X いやあ、あなたは…これは事実よりも…聞いていただきましょう…

(Xは持参のカセットデッキを取りだし、録音テープの再生の準備に入る)

P これは、そのときのやり取りのテープ？

X 全部入っとります。

P テープ？

X はい。

(テープの再生をはじめる、以下テープの再生)

A あ、こんにちは、ちょっと説明します、ちょっと先に説明聞いてください。あのー、速度取締りしありますがね、機械は約500メートル向こうに置いとります。

X はい。警察官もあります。

X はい。

A そこでの測定が105キロ。

X はい。

A 中国道は…80キロですから、25キロの超過になりますね。

- X はい。
- A それと、機械はレーダーではありません。光を利用して測定します、光電式という機械です。
- X はいはい、知っています。
- A お分かりですね
- X はい。
- A はい。
- X あのー。認めない。認めませんから。それで、おたくね、これ何回測られました？
- A 何が？
- X 測定のね、速度測定は何回測られました？
- A 何回というのは？
- X は？何回測られたんですか？
- A 何回というのは、ちょっと意味が分からんのですが…
- X いやいや、そのね、この速度いうのはね、何回測られたんですか？
- A いや、その何回という意味が分からんのですがね。どういう…
- X そやからね、1回のね。
- A うん。
- X 1回の計測なんか。
- A ああ。
- X 2回の計測なんか、どうなんですか？何回測られたんですか？
- A うん、2回も3回も測れんですよ。
- X ああ、そうですか…
- A これは光電式ですから、光電式という機械を知つとてですか？
- X はあ、はあ、分かりますよ、はい。
- A 一箇所に固定したもんですから、レーダーとは違いますからね。
- X そうですねえ、ふん、大変ですね。

(X途中で一言説明する)

- X これ、警察官ですね…

- X 免許証出しますわね。
- A はい。
- X 免許証提出の義務がありますから…どうぞ。
- A はい。

(しばし沈黙)

- A それじゃあ、こちらで取り調べしていいですね。

X そうですね。

A はい。

(しばし沈黙)

X はいどうぞ。

A はい。

(しばし沈黙)

X おたく名前なんておっしゃるんですか？

B 今から書きますから。

X ああ、そうですかあ…大変やねえ

(警官B交通切符作成に入る)

Y あのー、ずっと録音してたの？

X はい。

Y あ、これ、ちょっと、まあ…〇〇の検察庁から後ろがよう見えますのでね、これ被告人の**人権配慮**ちゅう、対して、ブラインド下ろされたらいかがかなと…

P おろしといて。

(事務官ブラインドを下ろす)

X じゃ、続きを。

Y あ、もし名刺ありましたら…私、まだ名前を存じ上げてなかつたんで、ちょっと私も自己紹介遅れたんで。

P 私ね、Pと言います、副検事のPです。

X そうですか。

Y 事務官の方は。

J Jと申します。

Y Jさんですか、すみません。あ、すみません途中切りまして。

X よろしいですか。

A ここに出てくるのが、これ、小さい紙が出てるんですね。これが、この紙なんですよね。

Y えっと、交原ぐらい、彼も交通切符見てるわけですけどねえ…ちょっと見たいですし、それから、どうせ、公判廷には…ねえ、あのー、まあ、3項書面で出てくるわけですからねえ…図面ぐらいはまあ、別に供述記録は見なくてもいいですけどねえ…

P うん、まずねえ…順番に、ま、今回の違反ね、まあ、現場の状況をえー、現在説明されてる…

Y この、テープあるわけですからね、図面というのをね、そちらでもステレオカメラかな

にかで作っておられるでしょうからねえ…

P うん、それで、あのー、まず順番にね、えー、まずこういう…どういう状況かというの
は、えー、現場の状況というのは、私、わかりませんからね。

Y うんうん。

P それで今、まあ、説明されてるわけなんんですけどね。

Y まさに、テープが、そのままらしいですからね。

P なにをされますからね。

Y ええ。

P まず、そういう状況を説明して頂いて。

Y うん。

P それから、あー、あとですね、まあ、こういう状況で、こうなって、結局、今、テー
プの内容でね。

Y そうですね。

P 一部出てますんですけども。

Y うん。

P 要するに、今回の取締りね、取締りの機器、それ自体がね。

Y うん。

P 結局、不信感を持つてると。

Y うん。

P そういう、まあ、一部ね、出てますけどもね、えー、そういったことを…から、今回の
ね、測定値、これについてはね、認められないんだという部分。

Y うん。

P その部分は、まあ、一部、今、まあ出しておりますけどもね。

Y そうですねえ、ただ、まあ、今回、私も遠路来てますんでね、こう、争点を整理してい
ただくとね、将来のことも。

P ふん。

Y 非常に楽でしようしねえ…

P ふん。

Y とにかく、私ねえ、じゃあ、立会ぐらいはしもいいよと、いうことでね、今日は授業の
合間がございましたんですね。

P うん。

Y あの、とにかく私が実況見分調書ですねえ。

P うん。

Y の添付図面ぐらいはね。

P うん。

Y 見せてもらいながら、ここやというのをXさんもしてもらえば、一番早いんやないかと、今思っただけにね。

P うん、うん。

Y それぐらいはね、交原で、何キロというの、私も、488てんなんキロ、はっきりあれですけどねえ…

P ふん。

(Pは実況見分調書添付図面を机上に展開する)

P それじゃ、Xさんに見せますね、今ね。

X はい。

Y 写真ちょっと…、つき合わせましょか。

P ちょっと待ってくださいね…

Y そうしておけば、あれが早いでしょうからね。

P うーーん。

X これが現場ですね。

P うん。

X 「げんじょう」ですね…こう…このストレートのこの位置で測ってますね…えー、ああ…ここですなあ…ちょうどこの図が、これなわけですねえ…そしてこれが引きこみのどこですかから、ここやな。

Y ちょっと待って、こっちが小郡でしょ、で、こっちが美祢ですから。

X え、小郡、うーん。

Y だから…停止位置がないんですね、これ、地図は。

X 停止位置がないんかあ…ああ、これ、おかしいですなあ…この図面は。

P うん。

X これは停止位置の。

P 停止位置のこれではまだ出ていませんね、ここが測定場所ですから。

X 測定場所しか出てないですねえ。

P ちょっと待って下さいよ…(図面を見る) うん…うん、そうですね、ここが測定場所で。

Y (図面の)「続」つちゅうのはないんですか?

P ちょっと待ってくださいよ。

(P書面を探す)

Y これが違ってきて。

X これが停止位置なわけですな。

P これに停止位置…

Y これがこれか…

X これがここですな、こうですな、これがさっきの取り締まりポイントですな。

Y 機械は？

X (写真を探しながら) うーん。

Y これですね。

X これですね、車の写真が写っていますなあ…

Y なるほど。

X そうですなあ…私…は機器にとりあえず不信感持っていますんで。

P うん。

X 機器の写真が多いんですけどね。

Y まあ、とりあえず行きましょう。

P 3時14分。

X 行きます。

A 「午後、3時14分ごろ会社」

Y ちょっと、あのお、これ、供述調書読んでるみたいなんだけどもあのお、供述調書、これ、実際あの、書かれたとおりかどうか確認してもらったほうがいいですね。

X そうですそうです、はい。

Y これ、本人の負面をちょっと…任意性の問題をねえ…そうすれば、もうこの時点で争いがなくなるですから…今、どうも読み聞けしているようですねえ…

X よろしいですか？

Y ちょっと待って。

X はい。

Y Xさんも見て下さいよ、いいですか。

X はい。

(検察官は、被疑者に対する司法警察員面前調書を示しながら、関係者はテープの再生を続けることにした)

A 「午後、3時14分ごろ会社、(株)〇〇所有の普通乗用車、〇〇33ふ、1862号、三菱ディアマンテ 2000cc 平成6年式グレー色、を運転し、山口県美祢郡美東町大字真名、中国縦貫自動車道下り488.9 km付近の最高速度毎時80キロ規制を、25キロメートル超過の105キロメートルで走行した速度違反で警察に止められました」これでいいですか。

X まちがいないですねえ。

A それとあと、この違反について。

X はい。

A おたくの言うことは。

X そうですね…じゃあ、私の言うとおり書いていただけますか。

A はい。

X えー、速度違反取締測定装置…速度違反取締測定装置…

A ん？

X 取締測定装置…測定装置…

A こういうふうに書いたら…

X はい、それであってますねえ、はい。

(しばし沈黙)

X え、JFA。

A JFAってどれ？あ、頭で、おたく覚えとるの？

X は？

A JFA？

X でした？JMAかな？JMA、141F…

A 光電式の、この、JMA、これについてかな？

X これ…あかがわさんでしたよね。

A はい。

X JMA 141Fと141F-1と書いてありますけども、どちらの機械ですか？

A ええ…

X またあとでちょっと見ましょうよ。

A あ、ああ、まあまあ、ちょっと今見て聞いてみて、そこらへんの話を…、それと、なんか、あなた現場見たいとかおっしゃってたけど…

X ええ、じゃあ、先にこれ、とりあえず、書きましょうよ、うんうんうん、書きましょうよ。

A うーん。

X 速度取締測定装置でいいじゃないですか。

A あ、装置…

X について。

A について…

X 測定結果を…私は…信じておりません…

(しばし沈黙)

A 何キロぐらいで走られちょっとということですかね。

X 100キロ以下です。

A ふーん、自分としては、100キロ以下ということ…

X ここで取り締まりを知ってるの、やってるの…

A これもずっと、それも続けて書きりますか。

X どうぞ。

A あなたが、それともお互いに話をしながら、書いたように。

X どうぞ…私の言うとおり書いていただけますか、とりあえず、そんなに沢山言いませんから。

A はいはい分かりました。

X わたくしは…

A はい。

X 時速100キロ以下で…走行しておりました。

A 100キロメートルですね。

X 100キロメートルですね。

A え？

X 走行しておりました…以上で結構です。

(しばし沈黙)

A まあ、うちのほうからもね、今、ぼくが説明したでしょ。

X はい。

A 今、あのお、測定場所は500メートル、向こうなんですかね。

X はい。

A そのころの速度はどれくらいかとかいうこと聞きますからね。

Y これからしばらく読むだけ？現場は？

X いえいえ、続けて書いてますよ、現場検証は最後ですから。

A 今回速度違反で引きこみました。

X はい。

A 今回速度違反で引きこみました言いましたよね。

X そうですね…

A 言いますからねえ…

X あかがわさん停止係ということで。

A そうですね。

X そうですね。

Y これは、二人で？今、どういうふうな状況なの？

X テープですか？いや、書いとるんです。

Y ふーん。

X つくつとるわけですね。

A 光電式という機械、分かります？

X もちろん分かってあります、あなたより詳しいんじゃないですか？

A どうした理由で分かると書いておく…

X ええ、全部分かっております。

A どうやって、前にも一度あったから、分かるというのかね、それともあの…、自分が光電式と
いう機械については、〇〇大学なら〇〇大学で、そういうその…勉強されたことがある。

X はい、勉強したことあります。

A ふーん…そういうちょっと文面書いてよろしいですか。

X どうぞ。

A 〇〇大学ですね。

X ええ、あのお、光電式言うのはね、先生…先生やない、おまわりさん、赤外線出してるんですよ。

A 〇〇大学何学部でしたかね。

X 工学部です。

A 工学部卒業ですね。

X ええ。

(しばし沈黙)

A 何か、ああ…

X それでいいんじゃないですか、学歴詐称なしですから。

(しばし沈黙)

X 今、先生の言わることはね、供述調書に関してもね、あの一、不同意にしておいて、同意が
ほしかったら検察庁からうちのほうに書類を回してもらつたらいいと言われたんですけど。

A ぼくの説明が…先に書いておりますからね、そして話を聞きましょうねえ、でないとぼくもあ
なたの話を聞いて書くというのも。

X 難しいですもんねえ…釈迦じゃないですからね、聖徳太子じゃないからね、そうしましょう。

A …よく分かりますから。

(しばし沈黙)

X ちょっと、免許証いいですかね。

A あ、よろしいですよ。

X 忘れへんけどね、大変ですからね、持ってきてもらわなあかん。

(しばし沈黙)

X メーターで確認しながらいつも 100 キロ以下で走るようにしてます、中国自動車道は。

A 今の 500 メートル手前ではどうですか、さっきいつも確認してあるというけど感覚で。

X 感覚でと言われたら全然出してないですね、あの辺は、もう…具体的にこの辺で取締りやって
るの知ってますからね、時々通りますから。

A 100 キロ以下。

X そうですね、要するに安全速度いうやつですよね。

(しばし沈黙)

A 500 メートルの所で一回と、すなわち一回の測定では納得いかんとおっしゃってるんですね。

X そうですねえ。

A そうやって書きますよ。

X ええ、どうぞ、書いてください、一回だけの測定結果では、私、全然信用できません、テープにも入れときます。

(しばし沈黙)

A ということですね。

X 一回だけの測定では納得できないということです。

(しばし沈黙)

A 読んでみて。

X 読みましょうか…

A 自分で読んでみて、そしてあとここに署名押印してもらえます？

X はい、あのお、今、先生と相談の上、3番の事項のみ。

A 3番の事項ってなに？

X そうですね。

A ここまで全部は？

X ここまで、一応否認しておいて、検察庁のほうから来たときに、また、それだけ再考して。

A それならね、ここ今ね、あなたが、言い、言い、あのお、言い分って言うかねえ…

X はい。

A ええと、今、あのお、光電式という機械の、おー、説明を分かると。

X はい。

A 私もそういう経験もあるというしね。

X はい。

A 工学部も出て分かりますと。

X ええ。

A 7メートルの間隔を測定したと。

X ええ。

A でもそういう、その、ことではね、500メートル手前、説明を受けたね。

X うんうんうん…

A そういうことをしましたね。

X そうですねえ。

A これは、一回の、一回だけの測定では納得できないと。

X そうですねえ。

A おたく、おっしゃることを今、ここにみなしたんよ。

X ああ、そうですか。

A だから、それを聞いて、それには印鑑を、あの…あれが、ない、その署名…

(資料) 檢察官および警察官調べにおける録音について (山上 博信)

- X いえ、署名、署名捺印しますよ、いちおう3番だけ。
- A そうして。
- X うんうん。
- A え、3番だけじゃなくて、これ全部、ここに書いてある、ここに。
- X そうそう、それで私が。
- A ふん、それからね。
- X つけますから。
- A それとね、もう一つ、ここも話わかったからね。
- X ええ。
- A 今度はこの、反則制度というんですかね。
- X はい、はい。
- A 反則制度ということも説明しましたね。
- X ええ。
- A 意味分りますね。
- X はい。
- A 反則行為やら反則制度。
- X ええ。
- A で…、今から、この、青い切符を、僕が作成しましたね。
- X はい。
- A これについてはね、25キロ、違反について、反則金が18000円ちゅうことに。
- X はいはい。
- A 反則金ですけども。
- X ええ。
- A これを、まあ、納めてもらうと、と、ええ…、その制度なんです。
- X そうですね。
- A 反則行為。
- X うん。
- A ま、おたく、こういう経験あります？ こういう反則行為について。
- X うーん、ないですねえ、ええ。
- A ふーん、ふん、それでまあ反則制度というのも説明受けて分かりましたね。
- X 分かりました。
- A うん、それで、今、記録紙ですね。
- X ええ。
- A うん、今からね。
- X ちょっと、写真撮っておいてくれと言われたんですよ、先生にそれ。

A うん。

(しばし沈黙)

X 切符受け取ったらだめやと言われたんですよ。

A そらまあ、これはね。

X ええ。

A 受け取って、まあ、受け取っても、受けとらんでも、この紙そのものはね、おたくのを写したものですから、おたくにあげます。

X そうですか。

A お持ちになって、持つて帰られてよろしいです。

X そうですか。

A はい。

X はあ。

A 残して帰られる必要、何もないです。

X はあ、署名捺印なしでね。

A はい。

X ええ。

A よろしいです。

X はあ。

A あげることにはなってますから。

X はあ。

A そして、この納付書というのもね。

X ええ。

A お金を納めてか…あ…納めちゃないんか、どうか知らんけどもよ。

X まあ、納めないんじゃないですか。

A 納得、あはは。

X あはは…

A 納得されれば、ええ…18000 円をということを、納めてください、ということを、書いています、それが反則制度。

X ええ。

A 反則制度、分かりますね。

X 分かります。

A 切符と、あ…これに反則…、うーん、測定記録紙。

X それは、くれないですよね。

A これはあげません。

X ちょっと写真撮らせてください。

- A こっちの紙あります。
X 写真撮らせてください。
A これはね…先に、ええ…しますからねえ…
X じゃあ、私読みましょうか。
A いや、これで、今、うーん。

(しばし沈黙警察官がXに調書を読ませる)

- X えー…

「1・自己の意思に反して供述する必要がないとの説明を今受けてよく分かりました。
2・私は平成8年4月4日午後3時14分ごろ、会社(株)〇〇所有の普通乗用自動車(〇〇33
ふ1862号)を運転して下さい。

- A ここまで続いてるんです。

- X あー…続いてるんですか。

「三菱ディアマンテ2000cc平成6年式グレー色)を運転し、山口県美祢郡美東町大字真
名中国縦貫自動車道下り488.9キロポスト付近の、最高速度毎時80キロ規制のところを25
キロメートル超過の105キロメートルで走行した速度違反で、警察官に止められました。

3・速度違反取締測定装置について、測定結果を私は信じておりません。

私は時速100キロメートル以下で走行しておりました。

4・走行中、赤い旗を振った警察官に停止を求められ、停止しました。

速度違反なので停止をしましたと停止理由を告げられ、その後機器の前に行きました。」

いいですか？

- Y ちょっと。

(Xテープを切る)

- Y ここでなんで、こういうのが、付け加わってるんですかねえ、これ。

- X これは訂正なかったですねえ…

- Y なかった…これは…おかしいねえ

- X おかしい…

- Y まあ、次行きましたよかあ…

「機器から、測定時分15時14分、測定結果105キロメートルと印字された、小さな紙が出てくるのを確認しました。その小さな紙が測定記録紙というもので、私の車を測定した結果だという説明を受けました。私の車の速度が105キロメートル出ていたという説明も受けました。測定機器は光電式という機器で、7メートルの距離を、測定する機器であるという説明を受けました。私は〇〇大学工学部を卒業しており、光電式速度測定方法については、よく分かります。測定場所は停止された所から約500メートル手前という説明も受けました。

約500メートル手前付近では、メーターは見ていなかったのですが、感覚では100キロメートー以下で走っていました。

警察官の説明では、約500メートル手前が測定場所で、そこで1回だけ測定した結果だという説明を受けましたが、私としては1回だけの測定では、納得できません。

反則制度については、説明を受けよく分かりました。

私は、速度については納得しないので、反則切符および測定記録紙の確認署名は致しません。供述調書のみ署名します。」

Y 「5」と「6」は？ 読んでないよ。

X 読みましたよ。

Y だって、言うてなかったけど…

X 読んでなかったですか？

Y ちょっと一回戻して。

X 戻しましたよ？ 頭番号読まなかつたですか。

Y 頭番号読まなかつた。

X おかしいですね…

「三菱ディアマンテ2000cc平成6年式グレー色)を運転し、山口県美祢郡美東町大字真名中国縦貫自動車道下り488.9キロポスト付近、最高速度毎時80キロ規制のところを25キロメートル超過の105キロメートルで走行した速度違反で、警察官に止められました。

3・速度違反取締測定装置について、測定結果を私は信じておりません。

私は時速100キロメートル以下で走行しておりました。

Y なあ!? 3とか4とか言うとるやろ？

4・走行中、赤い旗を振った警察官に停止を求められ、停止しました。

速度違反なので停止をしましたと停止理由を告げられ、その後機器の前に行きました。」

いいですか？

「機器から、測定時分15時14分、測定結果105キロメートルと印字された、小さな紙が出てくるのを確認しました。その小さな紙が測定記録紙というもので、私の車を測定した結果だという説明を受けました。私の車の速度が105キロメートル出ていたという説明も受けました。測定機器は光電式という機器で、7メートルの距離を、測定する機器であるという説明を受けました。…」

X うーん、やっぱり確かに言ってないですね。

「…私は〇〇大学工学部を卒業しており、光電式速度測定方法については、よく分かります。測定場所は停止された所から約 500 メートル手前という説明も受けました。約 500 メートル手前付近では、メーターは見ていなかったのですが、感覚では 100 キロメーター以下で走っていました。」

X うーん、言ってない。

「警察官の説明では、約 500 メートル手前が測定場所で、そこで 1 回だけ測定した結果だと いう説明を受けましたが、私としては 1 回だけの測定では、納得できません。反則制度については、説明を受けよく分かりました。私は、速度については納得しないので、反則切符および測定記録紙の確認署名は致しません。供述調書のみ署名します。」

X うーん、ふう…、ちょっとおかしいところありますねえ…

(Xは写真を関係者に示す)

P それは、書かれたやつですか？

Y いや、これはねえ、速度測定カードですわ。

X 速度測定カードですか…

P あ、これがねえ、うん。

Y 本人が確認の代わりに写真を撮っておられるんですねえ、ご本人が。

P これは。

X 供述調書を書いているところですね。

P これはまだ作成前？

X 作成中ですねえ。

P 作成中ですか、ふん。

Y 交原をちょっと見せてもらえます？

(検察官は、速度測定カードを示す)

P これは確認されたんは覚えておられますか？

X どれですか？

P ここに貼ってあるやつ。

X 見ました、これは見ましたですよ。

P 見られました？

X 見たけども、この速度測定結果については、全く認められないで、署名捺印は一切しておりません。

P しないということですね。

X そうですね。

P そういうことですね。

X ええ、テープにも出てきているとおりのことです。

P そうですね。

X はい。

Y それと交原は、交通事故原票は？

(検察官は交通事故原票を示す)

Y これは、控えは持ってるの？青切符は？

X 控えは…あるんじゃないかなあ…一応…これは…

Y 督促のほうでしょ。

X 督促のほうですな。

Y 3枚目の…

(両方の書証をつき合わせる)

Y 告知書の番号は、これは、飛んますか。

P うすくなってるねえ。

X 間違いないかな…頭が、54。

Y まあ、番号は確認はできんが、赤川さん。

X 赤川さんの筆跡等は間違いないですか…

P 間違いないですね。

(Xは交原の裏面の閲覧も求めながら)

Y 裏面の「供述書(甲)」の「続」はどうなってます？

(Xは交原をめくりながら)

P こちら？

X こちらないでしょう、そちらしかないでしょう。

(検察官は示す)

Y 「本件は否認事案である」と…「別添供述調書のとおり」と…「光電式測定器で一回だけの測定では納得できない。度々取締りをやってることや、80キロ規制は知っている、100キロ以下で走行したと弁解した」…じゃあ…これはまあ、報告書ですね。

P テープどおりですね。

Y ね。

P これはね、はい。

X じゃあ、続きをちょっと。

A いいですか。

X よろしいです。

A それでは名前はここに。

(しばし沈黙)

X 判子持ってきてます、はい。

(Xは自車内から判子を取ってくる)

X ちょっと待ってください。

A さっきは…そういう話じゃなかったの？

X ええ、メーターは見てたということで。

A メーターも見てましたと？

X はい。

A さっきは「付近では、メーターは見ていなかったのですが、感覚では、100キロメートル以下で走っていました」とおたくがおっしゃったから、そう書いたんですけど。

X ええ、まあ、その手前からメーターもちょこちょこ見ながら走ってたということを、やっぱり。

A ただ。

X ずっと感覚だけで走ってたんと。

A その手前では、メーターを見てたということですか。

X ええ、そうですね。

A では「その手前では見てました」でええですか？

X ええ。

A ふーん。

X 今のちょっと…なおってないわけですよね。

Y ん？

X 今の聞いてもらいました？あとから付け加えておいてくれと言うたのに付け加わっていない。

(Xはテープを少し巻き戻した)

X ちょっと待ってください。

A さっきは…そういう話じゃなかったの？

X ええ、メーターは見てたということで。

A メーターも見てましたと？

X はい。

A さっきは「付近では、メーターは見ていなかったのですが、感覚では、100キロメートル以下で走っていました」とおたくがおっしゃったから、そう書いたんですけど。

X ええ、まあ、その手前からメーターもちょこちょこ見ながら走ってたということを、やっぱり。

- A ただ。
X ずっと感覚だけで走ってたんと。
A その手前では、メーターを見てたということですか。
X ええ、そうですね。
A では「その手前では見てました」でええですか？。
X ええ。
A ふーん。

X 付け加えが…
Y どこがあれしました？これの。
X 元の…
Y 「停止しました」
X 「停止しました」時間もあれ…

(Xは現場で取調べの後、実況見分に立会し、その様子も録音されていたが、その部分の再生及びやり取りは省略)

- X 以上です。
P それでね。
X うん。
P 現場の状況をテープで聞きましてね、整理しましょうか、ねえ。
X はい。
P まず今回のね。
X はい。
P 違反とされている点、この件で、違反とされている日時場所、そこを通ってね、それで警察官に停止を求められた。
X はい
P それは、間違いない？
X 間違いないですね。
P それで、記録紙、これを見せられて。
X (写真を示しながら) これですな。
P 25キロ超過…というかたちのね、105キロですか…、という数字が印字されていた、それは間違いない。
X まちがいないです。
P ね、それで、今回のね、測定、これについて、まず、その…使用されている機械、これ

に不信感を持っている。

X というか、こういう機械では正確な測定はまずできないでしょう、私は専門家ですから。

P この使用機器では正確にできない、それからその機械の設置

X おかしいですね。

P 設置方法がおかしい、定められた設置方法をしていない…だから、測定した値については、これは正確でない。

X 全くない。

P そういうことですね。

Y それから、Xさんあれもあったでしょ、そもそもこの取締りがどのような法的な…

X うん、そうなんですよ、先生、私工学部やから、法学的なことは分からぬから、いつも聞いてたんですけどね、どういうふうに法律に則ってやってるんですかて、先生に聞いてたんですけど、おかしいですね。

P それでね、一応今回送られて…来ている事実についてね、そうじゃないんですよという理由ですね。

X はい。

P 先ほど言いましたね。

X はい。

P そのほかに何かありますか。

X うんうん、まあ、さっき今まで繰り返すかもしれません、一回しか測ってない。

P うん、ああ、ああ…

X テープにも入ってますけど、一回しか測ってない、それはダメですね。

P うん。

X それと設置場所、設置角度ですか、その辺、設置面全くダメですね、路面状態についても全く彼ら見ていないですね。

P 路面状態ね。

X 彼ら、全く見てないですね、その場所が全くフラットな状態かどうか、通行区分の線の所だけが盛り上がっているかどうか、そういうところも彼ら、絶対に言ってないですね。

P うん。

X これはおかしいことです、光というのは絶対まっすぐに飛ぶんです、曲がらないんですね。光というのは、路面がまっすぐなところでやらないといけないので、この路面、傾斜してるんですよ。

Y あれ、ある？ 路面プロファイラーのグラフ、チャート。

X 裁判所に提出したでしょ。

Y その謄写したやつ。

X これですな。

（広島地方裁判所三次支部裁判官が1993年8月19日に実施した検証において計測された、路面プロファイラによる路面の測定結果を記録したチャート紙を示す）

Y これ広島の、三次で起訴前に証拠保全したやつです、路面プロファイラーの路面の検証の際に断面について、こういうのを裁判所が実施して、起訴前の証拠保全としてやっていただいたんですよ、これは、山口から大阪に向かって下りこう配を示します、逆にこれは…

X 断面ですか。

Y 道路の断面ですね…これが警察のほうがすぐにとられていないわけですね。

X とるとまずいでしょ、警察側にとったら。

Y きっちりとれていればいいんですよ。

X これは、〇〇組（土木工事の会社）からかりたんですよ。

Y これは裁判所から機械を探してくれという嘱託を受けたんですからねえ。

X そこまでしないと正確な計測できないですね。

Y Xさんがおっしゃったように、適法な取締りであったかということを、さんざん聞くわけですよ。

X そうなんですよ。

Y 検問というもの、についても、判例法、判例によって確立したと言われますわねえ。

P うん。

Y そうすると、さらに取締りについて、本件について何に基づいてね、適法とされているのか。

P うんうん。

Y それに、道交法で高速自動車国道の特則というのがありますからねえ。

P うん。

Y 刑訴法で行くのか、警職法で行くのか、果たして任意な職質でいくのか、そうするとそもそも、測定という行為が一体どのような法律、根拠に基づくのかそうしてみると私も、なるほどなあ、Xさんの素的な考え方も、あながち…検察官に一度聞いてごらんということを言うたんですけどねえ。

X ねえ。

Y 警察官の行為が法益侵害をしていたとして、武田さんの速度が仮に100キロ出ていたかどうかしりませんよ、取締りをするために何らかの法益侵害をしているとそれが正当化されると、何らかの合理的事情がなければならないだろうと…

P うん。

Y これが私なんかは、刑法総論の論文が一つ書けるようなねえ、問題ですでのね、これもXさんに聞いてごらんというたんですけどねえ。

P うんうん。

(しばし沈黙)

(資料) 檢察官および警察官調べにおける録音について (山上 博信)

X 全体的に見たらどうですか、私は工学部的な立場でしか申していません。

P だからあの…取締り現場でね、まあテープ撮られた状況ですよね、現場でどのように…対応された。

X 全部ですよ。

P うん、当時の警察官、言葉の内容自体はね。

X うん。

P ええ…確かにテープに入ってる。

X ええ。

P まわりの状況も、ね、確かに…その…入ってる。

X ええ、確かに入ってる。

P その状況なんですが、ただ、そのときの…結局…言葉にならない…そのなんちゅうかなあ…その…その場の…

X 雰囲気ですか。

P 状況…

Y ただ、雰囲気と言うても、そもそもですよ、犯罪というのは行為ですからねえ、雰囲気でその、伝わってないと言うこともないと思いますね。

P それでああ…今回の違反とされている件についてはね、疑問…お持ちだということですから…現場の道路状況、わだちの関係とか、そういう平面になってないとか。

X そうです、そうです角度が…

P 設置されている場所が水平になってないとか。

X そうですそうです。

P そういったことはね、一応調べた上でね、きちっとね、いずれにしてもきちっと調べないことには分かりませんからね。

X 私が無理してねえ、写真撮ったかといいますとね、人間ですからねえ、次またねえ、こうでしたよ言う形で現場検証されますねえ、たとえばその時、警察側としたら、絶対きっちりしたという形で、水平とするわけですね、今度は、分かりますでしょ、おんなじ状況で置けないでしょ、人間ですから、そこに髪の毛一本挟まつても、違います、工学部出た私ら、でも、髪の毛一本くらいどうってことないやろ言うのが、工学部を知らない人間のやることであって、おんなじそれじゃないんです、私達は、ですからとりあえず写真撮ってるんです。

P うん。

X おんなじでは多分無理でしょう、でもあのときに私は専門家として、見た限りの範囲では、これはいい加減な置き方をしている、これはただいつも置いてるところに置いたという、ですね、ただ上から見て横から見て、あ、置いてあるということしか、置いてない。ただ、私ら工学部の人間やったら、まずですね、そこに水平であるか、そして天然界に赤

外線は、今日は、なんぼ照射されているか、そこまで全部測るんです、目に見えないことも測る人間が工学部ですけど、こいつらど素人がやってますから、ただ置てるだけ、なんです、0点なんです、それだけ分かってほしいです…腹立ちますねえ、私こんないい加減なものをですねえ、たかだか私たちにしたらこれ、20万円ぐらいのコストの機械ですよ、こういうモン…まあ、いくらで、山口県警買っておられるか知らないんですけどねえ…彼ら、作れ言われたら、まあ20万ぐらい頂いたら作りましょうと、ちょっと見栄えが悪いけれども、それで精度のええのん作りましょ、というくらいの機械ですわなあ…

P それで、あのね…まあ、さきほどね…ちょっとと言われたんやけども、今回違反とされているね、ところ、ここは、あなたとてね。

X はい。

P 99キロ、それで走ったんだと。

X そうですそうです、100キロ絶対に超えてないです。

P そういうことですか。

X ええ、絶対超えてないです、自信持つて言えます、いつもここでやつてるの分かっててね、あのね、ナビゲーション賢くてね、ものすごい精度なんです…今、車についてるナビゲーションコントロール言うのは…現在位置を0.1秒ごとにね、東経135度何分何秒、ね北緯何度何分何秒測るんですよ、私の車のマークがついてるんです、地図に…この現場の500メートルくらい手前に来ましたらね、マークポイントになると、「速度に注意して下さい」で言うわけですよ…しゃべるんですよ、今機械がですね、「次のインターで下りてください」「300メーター先で下りてください」「この先料金所、右に曲がって何メートルです」まで言うてぴったり合う機械が、今の車の性能なんです。

私たち工学部の精度なんです…ここまで、私注意してるんですよ、注意していく、なおかつ慎重に走っていて、5キロオーバーで、これはおかしい、絶対におかしい。

P うーん。

X 自信を持って言えます…それで全部数字で表してあげましょう、私やったら。

P ええ、それじゃ要点だけまとめたいと思いますけど…調書。

X そうですね…

P いいですか？

X 調書…ねえ…まあ、どうですかねえ…

Y Xさんとしては自由ですけど…、まあ取るのは自由ですけど、まあ公判庭で被告人質問すればね済むことですから…まあ、お互い争点整理して帰るだけでもいいんじゃないかなと…

X ただ単に整理して、またあげましょ、お互いに…このテープ、ダビングして事実ですから。

P それじゃあ、さきほどね、今回の違反とされている件、それについてね、機器自体の設置状態の問題、それから、今回測定されている道路の状況。

X 状況…

P そういう状況ね、そういったことからね、当然正確に測れないんだという。

X はいそうです。

P そういうことですよね、だから、その点についてね、きっちと説明できれば、その時点ですXさんとしてね、要するに納得のできるような、合理的な説明…Xさんがね、そうすると今回のね、違反とされている事実についてね、そういう設置方法、まあこれから問題になるんですけどね、当然ね、設置方法…それから現場の状況、それから機器ですよね、機器が、まあどういう形の機器を使ってたのか、それからそういったこと…、それをね、当然それを調べた上で、どういった形になるかというね、そういう判断になると思います。

X そうですねえ。

P それで、あの…これがあの、現場とされているね、場所、山口県ですからそちらの検察庁に、そういう状況をね、調べてもらうということに、なると思います。

Y Xさんとしては、わざわざ費用を払って、行きますか？

X いや、行かないですね、やっぱり遠いですから。

Y 檢察官として同一体であれば、嘱託されてねえ。

P だから、あの…まずはね、そういう今言ったような部分…まず捜査する…え…それで、その後でね、当然…Xさんが向こう行って話するのか、それとも捜査完了した段階でね、記録をこちらのほうに送って来て、こちらの方で事情を聞いて、という手続になるのか、それは捜査が終了しないとね、分かりませんからね、まだだう少し日時がかかるということがありますねいざれにしてもね。

Y どちらにしても、土地の管轄からしたら山口の区検ですね。

P そうですね。

Y 美東区検が確かになりましたね。

P 裁判所の統廃合の関係、何年か前にありましたからね。

Y その関係でどうせ、交通捜査課、交通課ですか、の担当検察官ですからね、公判検事とは違いますからね、被疑者の便宜を考えたら、〇〇に戻してやってやれればなあというのが、私個人の考えですけどねえ…

X そりやあ…

P うん。

Y 私も特別弁護人何年かやってますけど、起訴したら移送ね、させるような申立てしてね、結果的には移送してもらってますから、結果的にこっちに戻ってくるならば、あれだと思うんですよね…これ本当はお見せするつもりはないんですが、電車の中で読むために持ってきてる決定（直方簡決 1996 年 10 月 3 日判時 1609 号 161 頁収録）ですけど、この前も、冒陳の後にね直方から福岡に移送決定が出たやつです。研修にも出ると思いますよ。

直方の検察官も即時抗告なさらなかつたやつです。

そして、京都のオービスもね起訴は名古屋簡裁で京都簡裁に移送してもらつてるんですよ。

P 早急に結論というのは、今の時点で、早急に結論を出すというのはね、未だ十分捜査できてないんで、でませんから、いずれ、地元の検察庁、そちらのほうに書類を送った上で、あと、補充捜査…色々やっていく…そのあと現場、違反場所とされている所を管轄する検察庁の検察官が最終判断するのか、それとも再度ね、住居がこちらのほうですから、こちらのほうにね送って来て判断するのか、それは、補充捜査ができる…それから後という形になりますんですね、ですからその後、ま、こちらのほうに書類が再度送られてくるということになると、その時点でまた連絡行くと思いますしね。

X うん。

Y どちらにせよ、いずれかから連絡ありますね。

P そうですね、そういうことで、今回の違反とされている件についてはね、できるだけ捜査して、最終的に判断するということになると思います。

X ただね、現場で、ここまでやってる人は少ないとは思います。

P はい、まあ、そういうことでね、今後、補充捜査、やった上で最終的な判断、もう一度来てもらうのか、Xさんに違反場所の検察庁…からね、連絡来るのか、その辺は補充捜査が完了…、してからという形になると思いますね、それじゃ、今日はまあ、形でね…

以上